

京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 配布資料一覧

- 資料 1 第 1 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議次第
- 資料 2 第 1 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議配席図
- 資料 3 京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議委員名簿
- 資料 4 京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議開催要綱
- 資料 5 京都市における取組（案）について
- 資料 6 林野庁説明資料
- 参考資料 京都市農林行政基本方針=セカンドステージ=
～人と自然が共生する暮らしの文化を支えるために～

第 1 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議次第

日時 : 平成 28 年 9 月 2 日
午後 2 時から午後 4 時
場所 : 京都ガーデンパレス「桜」

1. 開会あいさつ

2. 紹介

3. 議題

- (1) 京都市における取組（案）について
- (2) 所有者の所在の把握が難しい森林への対応に係る検討状況について
- (3) 意見交換

4. その他

〈今後の検討内容〉

第 2 回検討会議－議題（案）－

- (1) 集約型林業を進める上での団地設定等に関する課題について
- (2) 集約型林業を強力に進めるための制度規制緩和等について
- (3) 特区申請を含めた規制緩和等の取組を進めるための課題及び解決策に関する意見交換

第 3 回検討会議－議題（案）－

- (1) 京都市における取組（案）の今後の進め方に関する意見のとりまとめ
- (2) 集約型林業を進める上での解決すべき課題及び解決策に関する意見のとりまとめ
- (3) 3 回分の検討会議のとりまとめ

京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 委員等名簿（敬称略）

組 織 名	役 職	氏 名	備 考
日本弁護士連合会	元 副 会 長 (法 律 家)	谷 口 忠 武	委 員
京都大学 フィールド科学教育研究センター	准 教 授	長 谷 川 尚 史	委 員
京都府立大学生命環境科学研究科	助 教	長 島 啓 子	委 員
王子木材緑化株式会社大阪支店	取 締 役 支 店 長	近 森 正 俊	委 員
京 都 府 森 林 組 合 連 合 会	代 表 理 事 会 長	青 合 幹 夫	委 員
京 都 市 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長	吉 田 英 治	委 員
京 北 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長	北 川 義 晴	委 員
京 北 木 材 業 協 同 組 合	代 表 理 事	四 辻 均	委 員

林 野 庁 林 政 部 企 画 課	総 括 課 長 補 佐	宮 部 大 輝	オ ブ ザ ー バ ー
林 野 庁 森 林 整 備 部 計 画 課	係 長	日 向 潔 美	オ ブ ザ ー バ ー
京 都 府 農 林 水 産 部 林 務 課	課 長	川 戸 修 一	オ ブ ザ ー バ ー

京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 森 林 資 源 ・ 鳥 獣 対 策 担 当 部 長	納 谷 義 和	事 務 局
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 長	川 田 唯 男	
京 都 市 産 業 観 光 局 京 北 農 林 業 振 興 セ ン タ ー 担 当 課 長	石 浦 隆	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 課 長 補 佐	安 藤 純 二	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 担 当	埜 村 英 明	

京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議開催要綱

平成 28 年 8 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 京都市域における集中的な森林整備に向けた森林・林業の新たな仕組みづくりについて、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、検討会議を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会議は、委員 10 名以内をもって開催する。

- 2 委員は、法律家、学識経験のある者、民間企業、林業・木材関連団体の長、及びその他市長が適当と認める者から、市長が依頼する。
- 3 検討会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 5 委員長は、検討会議を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、就任承認日から当該年度の末日までとする。

(活動)

第 4 条 検討会議は開催目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- ① 集約型林業の推進に向けた課題の解決に関すること。
- ② 林業・木材関連各団体の役割に関すること。
- ③ 集約型林業実施の中核となる組織に関すること。
- ④ その他市長が必要と認める事項に関すること。

(検討会議)

第 5 条 検討会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、検討会議の議長となる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、検討会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務を処理するため、産業観光局農林振興室林業振興課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

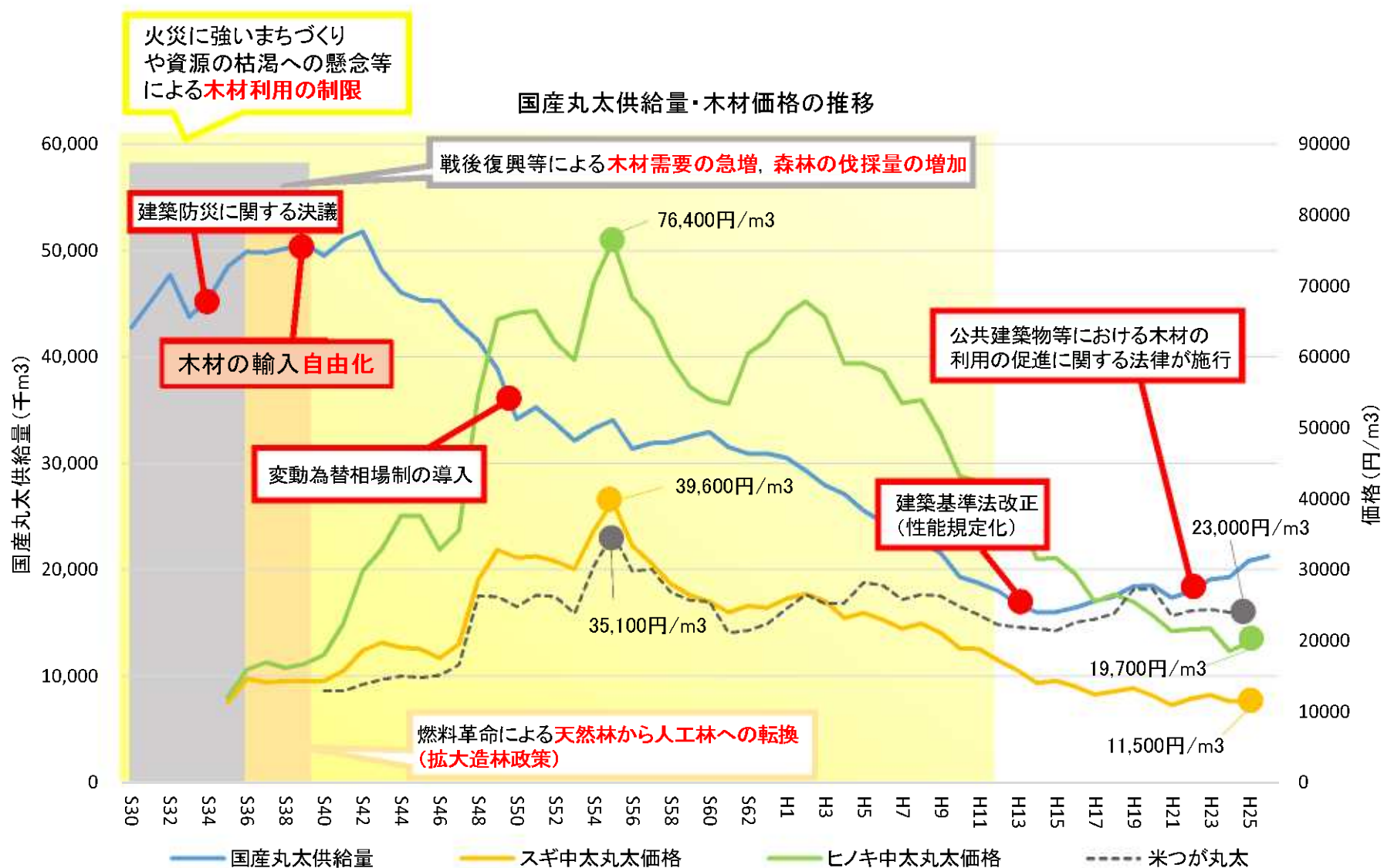
1 この要綱は、決定の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

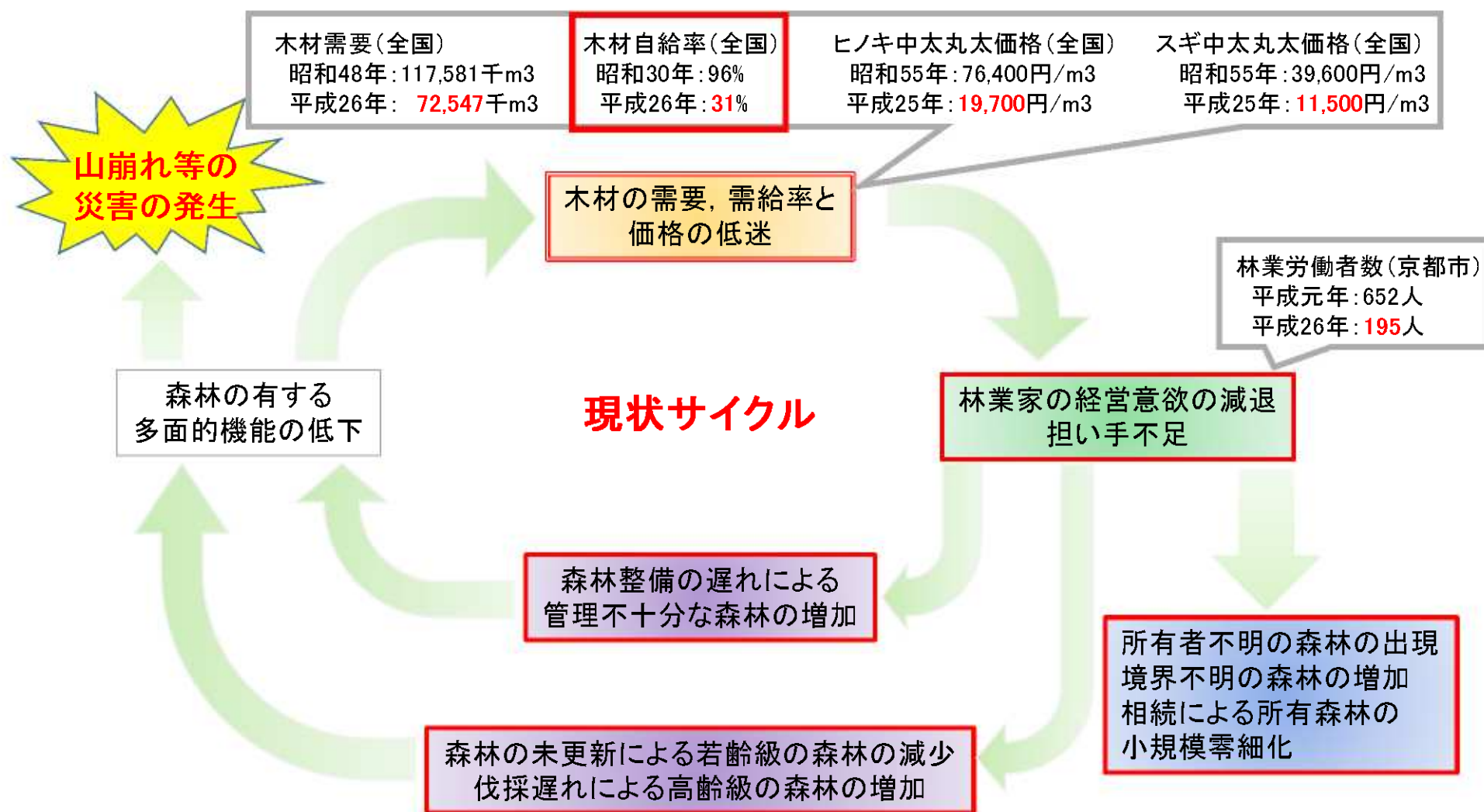


日本の森林・林業の変遷について



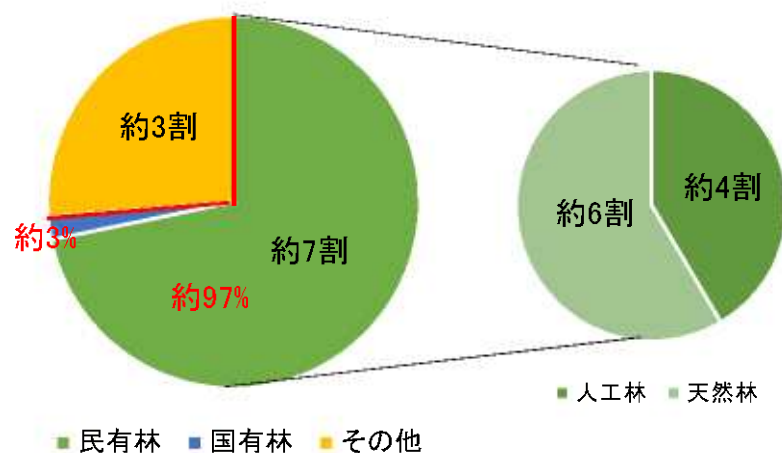
出展: 木材需給表, 木材統計

日本の森林・林業の現状について

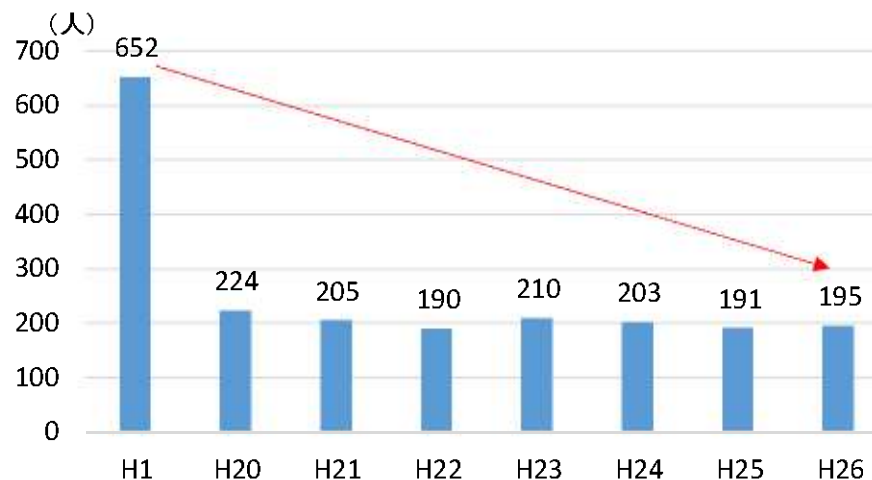


京都市の森林・林業の現状

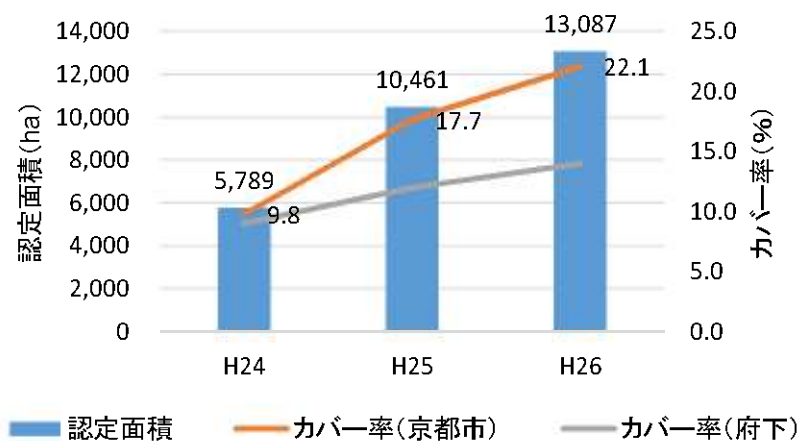
1. 京都市の森林の面積



2. 京都市の林業労働者数



3. 京都市の森林経営計画樹立状況

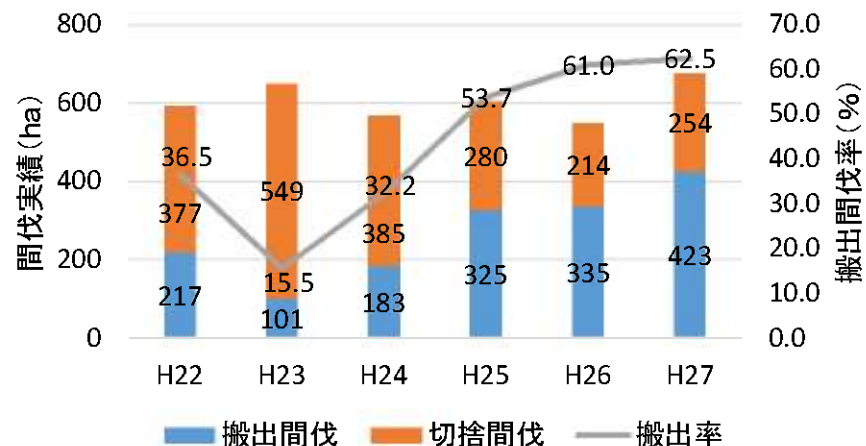


4. 京都市の林業経営体数

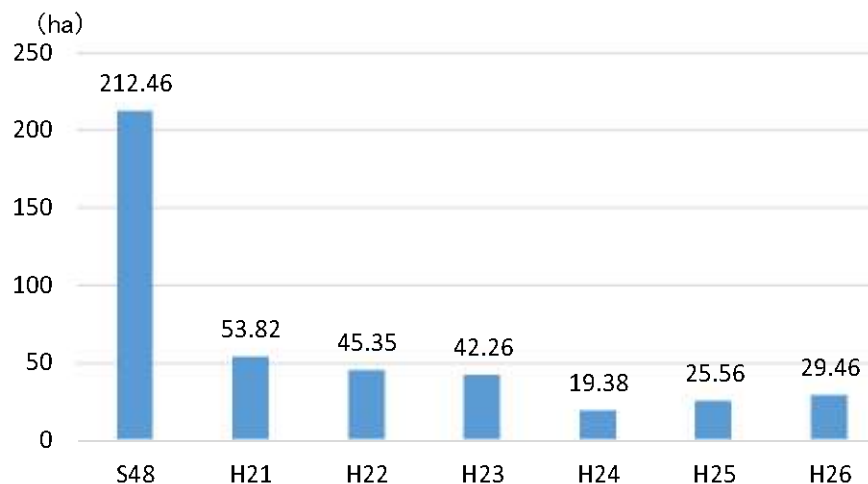


京都市の森林・林業の現状

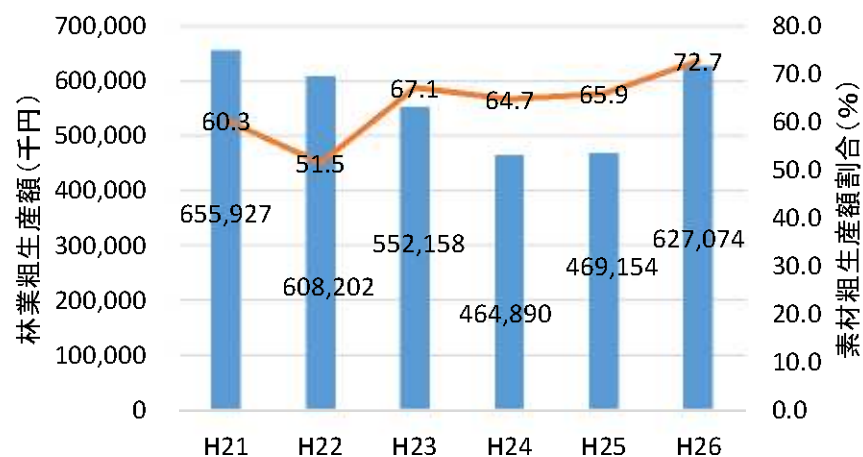
5. 京都市の間伐面積



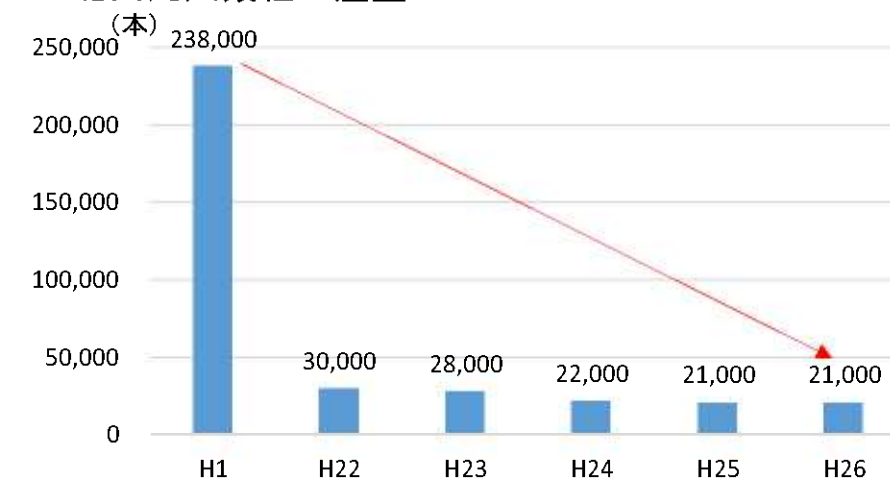
6. 京都市の人工造林面積



7. 京都市の林業粗生産額

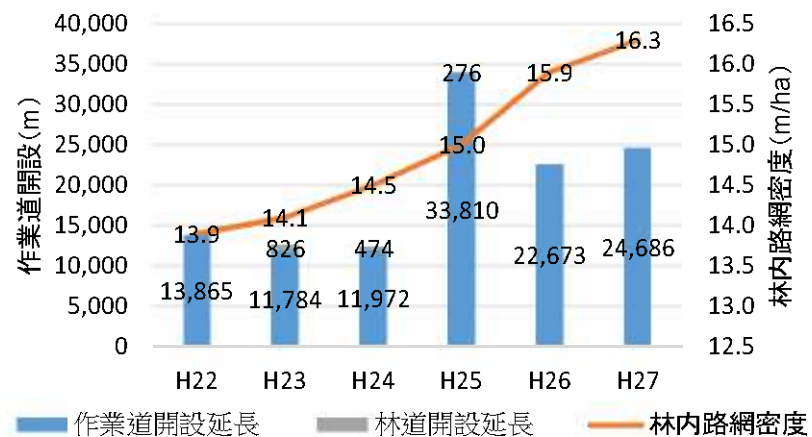


8. 北山丸太類粗生産量



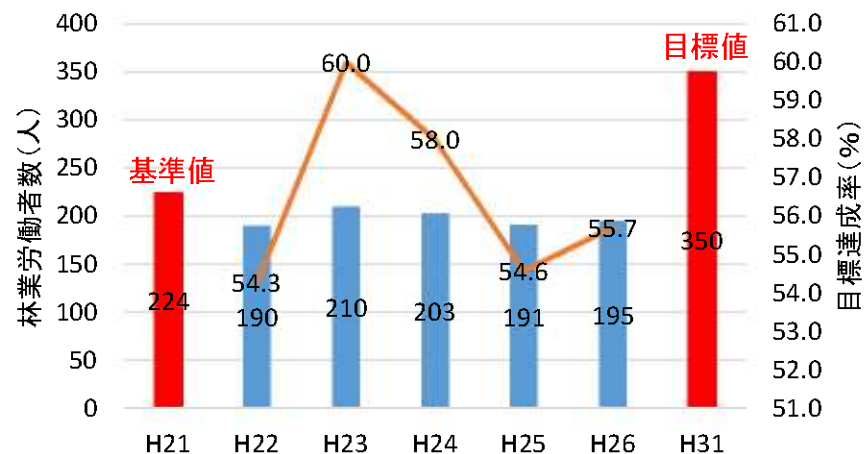
京都市の森林・林業の現状

9. 京都市の林道・作業道開設延長及び密度

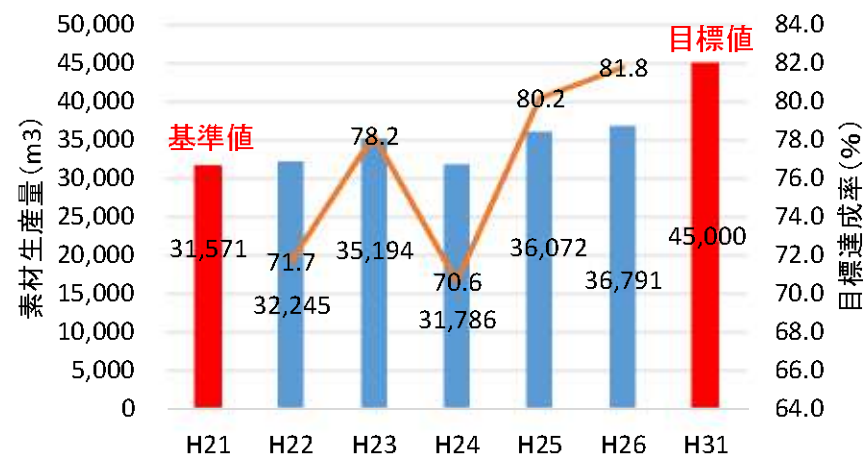


京都市農林行政基本方針における林業関係の誘導数値目標

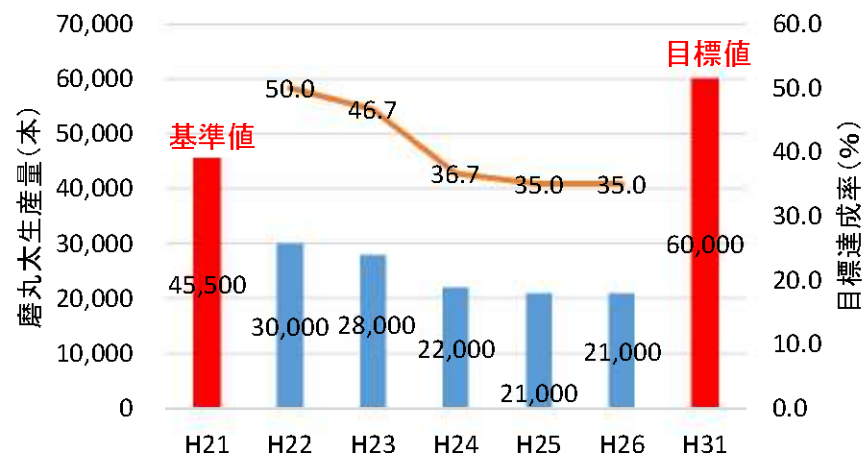
1. 林業労働者数



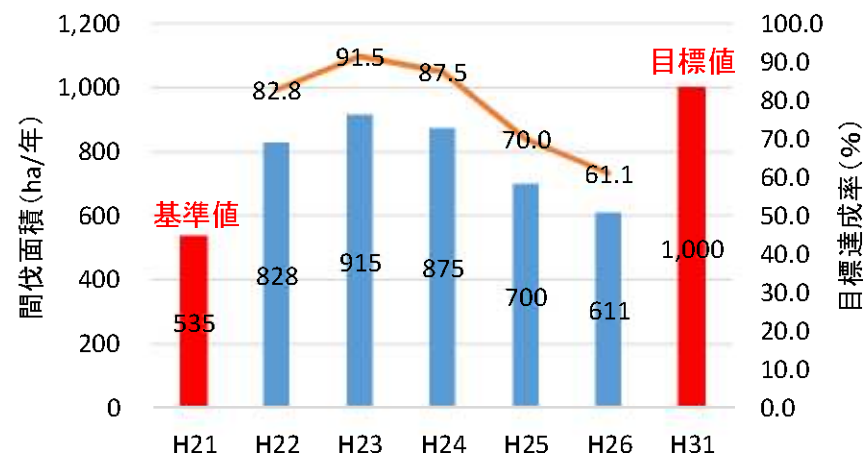
2. 素材生産量



3. 磨丸太生産量

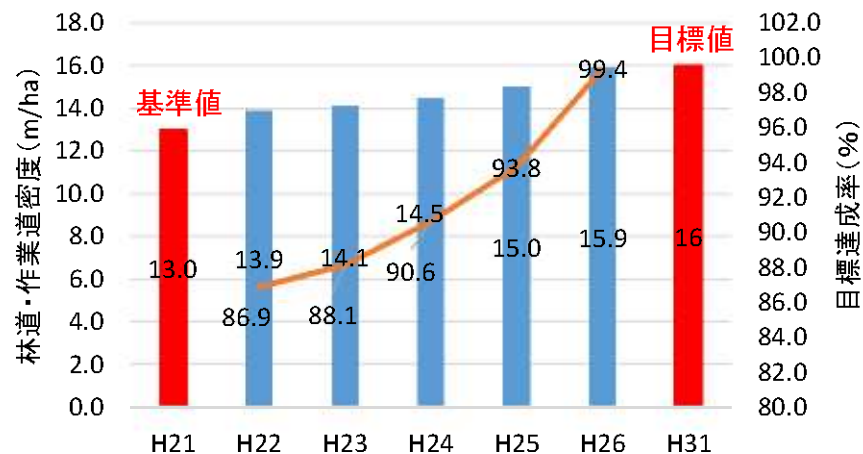


4. 間伐面積

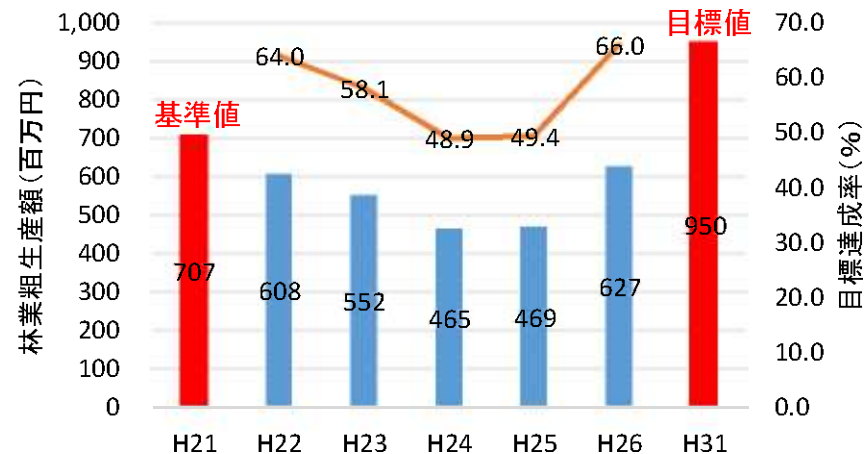


京都市農林行政基本方針における林業関係の誘導数値目標

5. 林道・作業道密度



6. 林業粗生産額



京都市の森林・林業の特徴を生かした取組～目指すべき姿

1. 京都市の林業の特徴

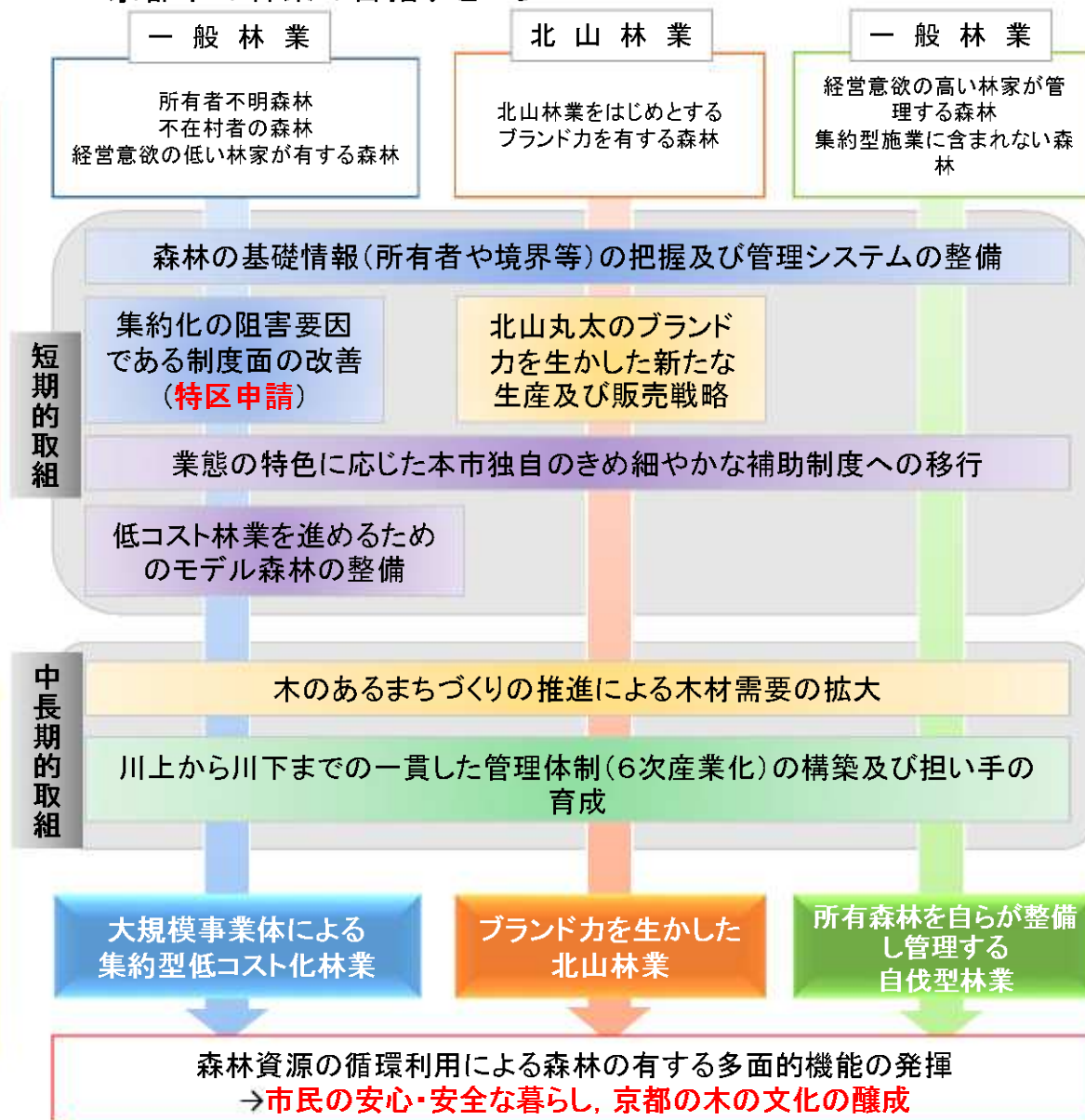
強み

- ・北山丸太を生産しブランド力を有する北山林業や古くから都へ木材供給をしてきた歴史と伝統のある京北地域における林業が現存
- ・歴史・文化・観光都市である木材の大消費地に森林が近接
- ・木材を活用した伝統的な京町家が現存し、歴史的文化的資産と四季折々のきめ細やかに織りなす風景とが一体をなしている三山の景観等古くから独自の木の文化を醸成

弱み

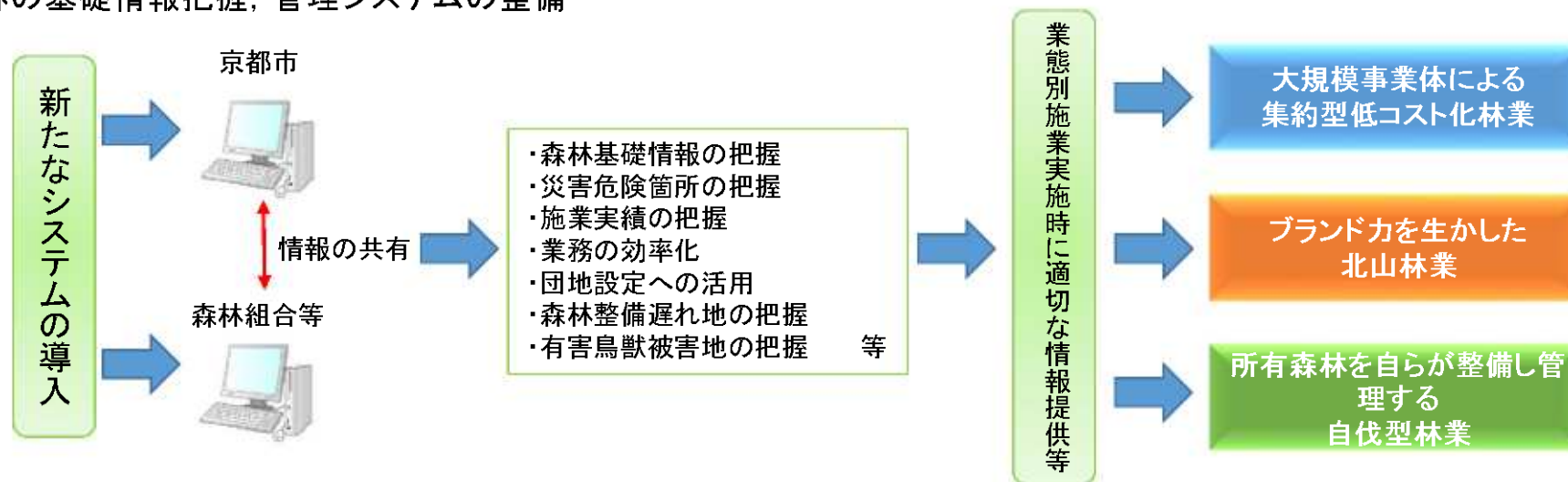
- ・地形が急峻で森林へのアクセスが不十分
- ・路網密度が低い(全国平均以下)
- ・所有者、境界等、森林の基礎情報が不十分
- ・林業・木材産業の基盤が脆弱
- ・小規模所有による経営意欲の低迷

2. 京都市の林業の目指すところ



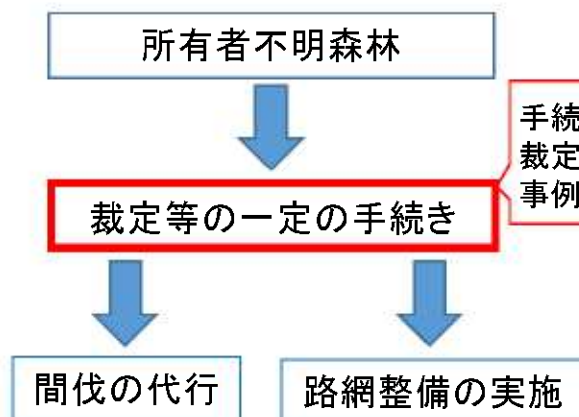
具体的な取組内容～短期的取組～

1. 森林の基礎情報把握, 管理システムの整備



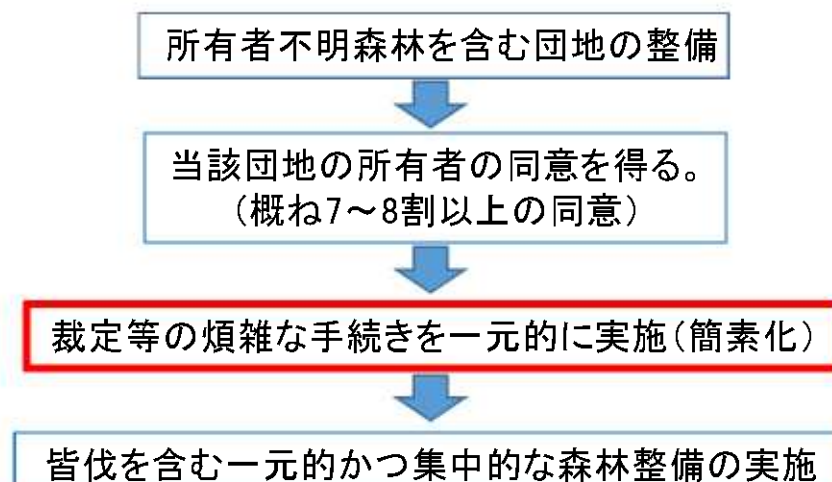
2. 特区を活用した現行制度の規制緩和

現行制度(概略)



手続きが煩雑であり、裁定までいたった事例はなし。

特区による規制緩和(概略)



具体的な取組内容～短期的取組～

3. 北山丸太のブランド力を生かした新たな生産及び販売戦略

新規需要の掘り起こしのための用途開発

- アイディアコンペによる新商品化
- 木造建築士の育成による新用途の掘り起こし



流通形態の見直し



商品の知名度の向上と顧客の確保

- 事業者を対象とした商談会
- 木造建築士の育成
- 首都圏の展示会出展による販路拡大
- 集客施設へのショールームの設置
- リーフレットの作成

4. 業態特色に応じたきめ細やかな補助制度への移行【平成29年度に検討】

現行補助制度



+

各補助事業の要件は全国一律
↓
地域独特の施業に
補助が行き届かない

例えば



新たな補助制度

基盤整備～造林～伐採～流通～販売

一元的な補助

+

集約型林業, 自伐型林業, 北山林業の業態に則した
補助要件を設定し, きめ細やかな補助を実施

5. 低コスト林業を進めるためのモデル森林の整備【平成29年度に検討】

500～600ha程度のモデル森林を4箇所程度設定し, それぞれ事業体に集約して施業を実施するための補助制度の充実を図る。

具体的な取組内容～中長期的取組～

1. 木のあるまちづくりの推進による木材需要の拡大

既存事業の充実推進

- 市内産木材総合需用拡大事業



- 木のあるまちづくり事業



新たな取組

- 京都府と連携した大規模製材工場等の確保



- 北山丸太を活用した和室の設置支援

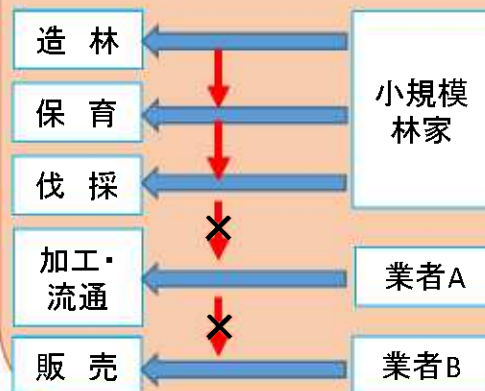


各種市場ニーズに応じた販売経路の確立

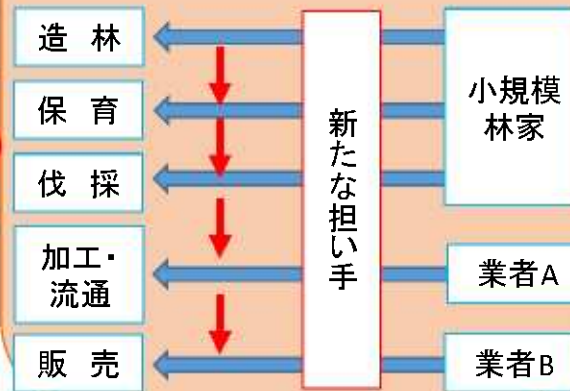
- A材, B材, C材それぞれの用途に合わせた需用を創出するとともに販売経路の確立を行う。

2. 新たな担い手の育成

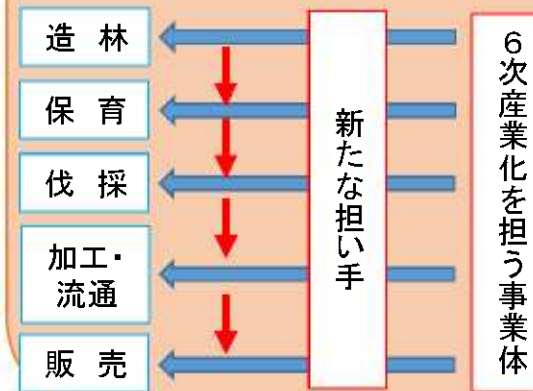
造林～販売まで実施事業体が別であり、事業の連続性が担保されていない。



「新たな担い手」による基盤整備～造林～販売（一部、基盤整備～造林～伐採）までの一元的なマネジメントを行い、事業の連続性を担保する。



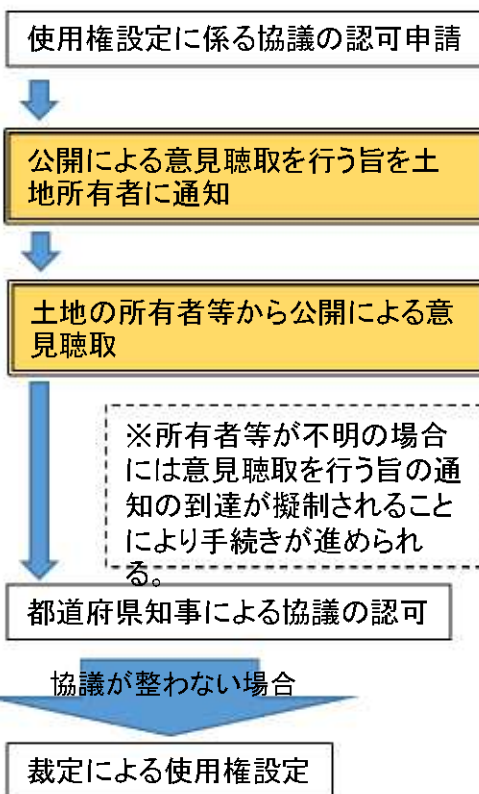
造林～販売までを担う事業体を育成し、「新たな担い手」のマネジメントを受け、事業の連続性を担保する。



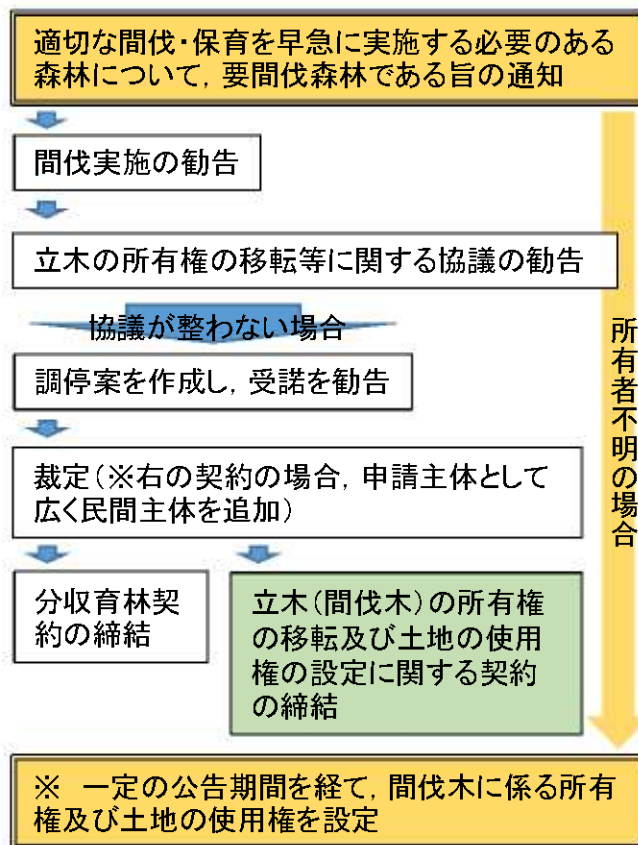
現行の森林法における間伐代行等の制度について

1. 森林法（H23年一部改正）における手続き及び課題

○ 路網の整備等について



○ 間伐の実施について



- 課題**
- ・施業の実施まで複雑な行政手続き等が必要なため、**多大な時間及び手間を要する。**
 - ・伐採について、間伐のみが容認されており、集約型施業の障壁となっている主伐を行うことができず、**根本的な解決とはなっていない。**

2. 森林法（H28年一部改正）における内容及び課題

○ 共有林の持分移転の裁定制度について

都道府県知事による裁定，保証金の供託等を経たうえで，不確知者の立木の共有持分を移転，土地の使用権を設定することで，**伐採・造林が可能**

○ 分収林契約の変更特例について

分収林契約について契約当事者全員の合意がなくても，**1/10を超える異議がない**ことをもって，契約条項を変更が可能

課題 主伐・造林等の施業の実施が可能となったが，対象森林が限定的であり，集約型施業を推進するうえで，**不十分**である。

手続きの煩雑さ等の理由から制度の運用性が低い。
全国で裁定までいたったケースはない。

現行森林法の課題及び特区申請内容

1. 森林法における所有者不明森林への対応可能範囲

	基盤整備	間伐	主伐	造林
一般森林	一定の手続きを経ることで実行可能		実施不可	
	一定の手続きを経ることで実行可能に！ → 手続きの簡素化を図り、運用性の高い制度へと移行			
共有林	一定の手続きを経ることで実行可能			
分収林	一定の手続きを経ることで実行可能			

2. 特区申請の内容について

方策 集約型施業を実施しようとする森林（ゾーニング）において、所有者の特定が困難な森林が存在する場合、当該森林面積の概ね7～8割以上の同意を得ることで、複雑な行政手続き等を簡素化し、伐採（主伐を含む）や路網整備等の集中的な実施を可能とする。

集約型施業を実施しようとするエリアのゾーニング

当該森林に所有者の特定が困難な森林の存在の把握

ある場合

当該森林（所有者不明森林を除く）の所有者を集め、同意を得る

概ね7～8割以上の同意が得られた場合

勧告～裁定に代わる公的手続きを一元的に実施（簡素化）

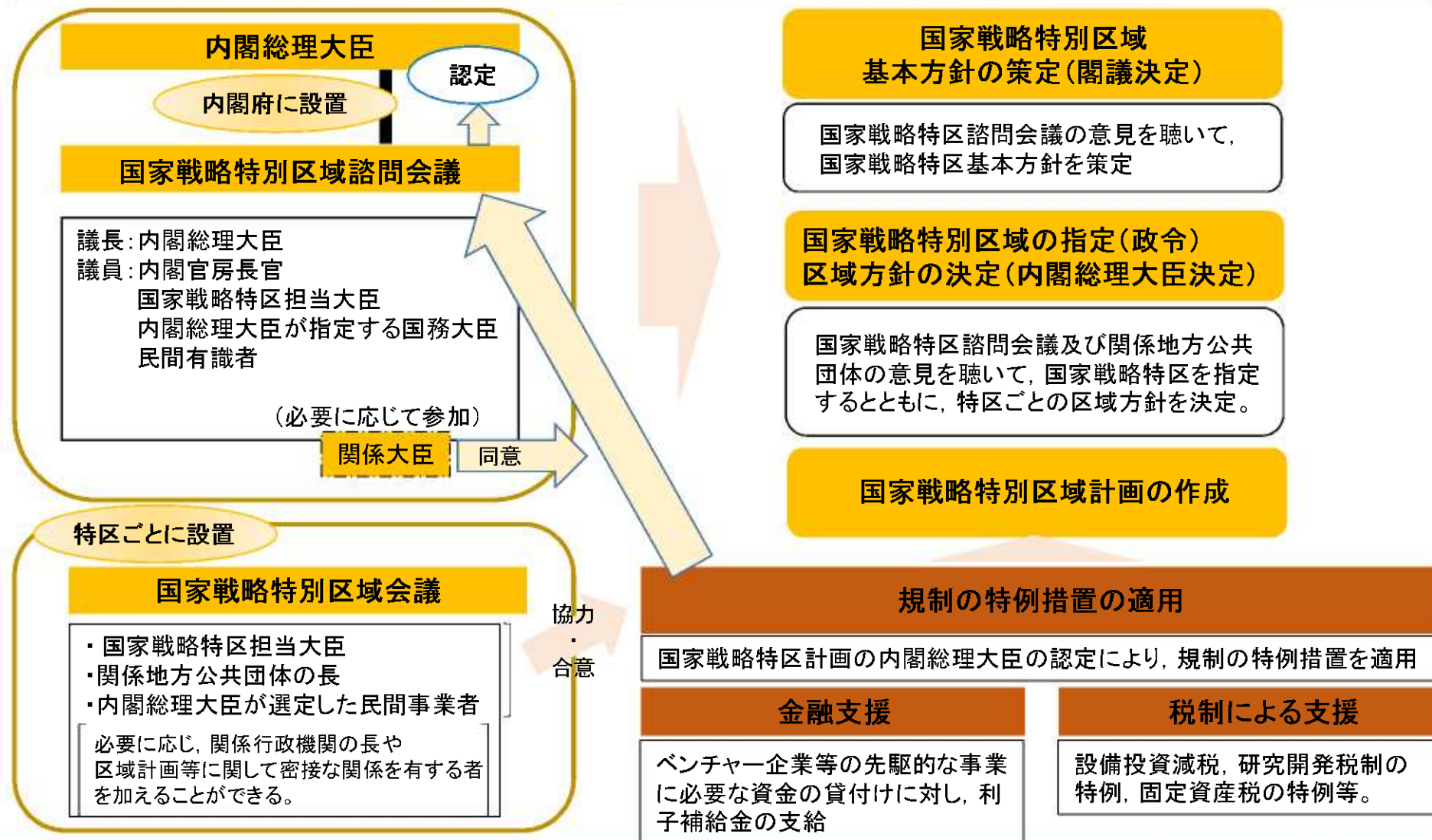
※特区申請を行う際の主な留意点

所有者の特定が困難な森林から搬出された木材の扱いについて、財産権に配慮する必要がある。

伐採（主伐を含む）や路網整備等の集中的な実施

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



京都市域における 集中的な森林整備に向けた検討会議 【林野庁説明資料】

平成 28 年 9 月 2 日

林 野 庁

森林の土地の所有者届出制度

平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。森林法に基づく施業の勧告、伐採及び伐採後の造林の届出に係る命令等を円滑に実施

制度の概要

新たに森林の土地の所有者となった者

90日以内に届出
(国土利用計画法に基づく届出をしたときは不要)

無届 ↓ 虚偽届出

10万円以下の過料

市町村長

保安林等に係る届出
は30日以内に通知

普通林の情報も含めて
情報共有

都道府県知事

届出が必要となる場合

・ 売買による森林の土地の取得

ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は国土利用計画法に基づく届出を行わなければならないため森林法上の届出は不要

市街化区域	: 2,000m ² 以上
その他の都市計画区域	: 5,000m ² 以上
都市計画区域外	: 10,000m ² 以上

・ 相続による森林の土地の取得

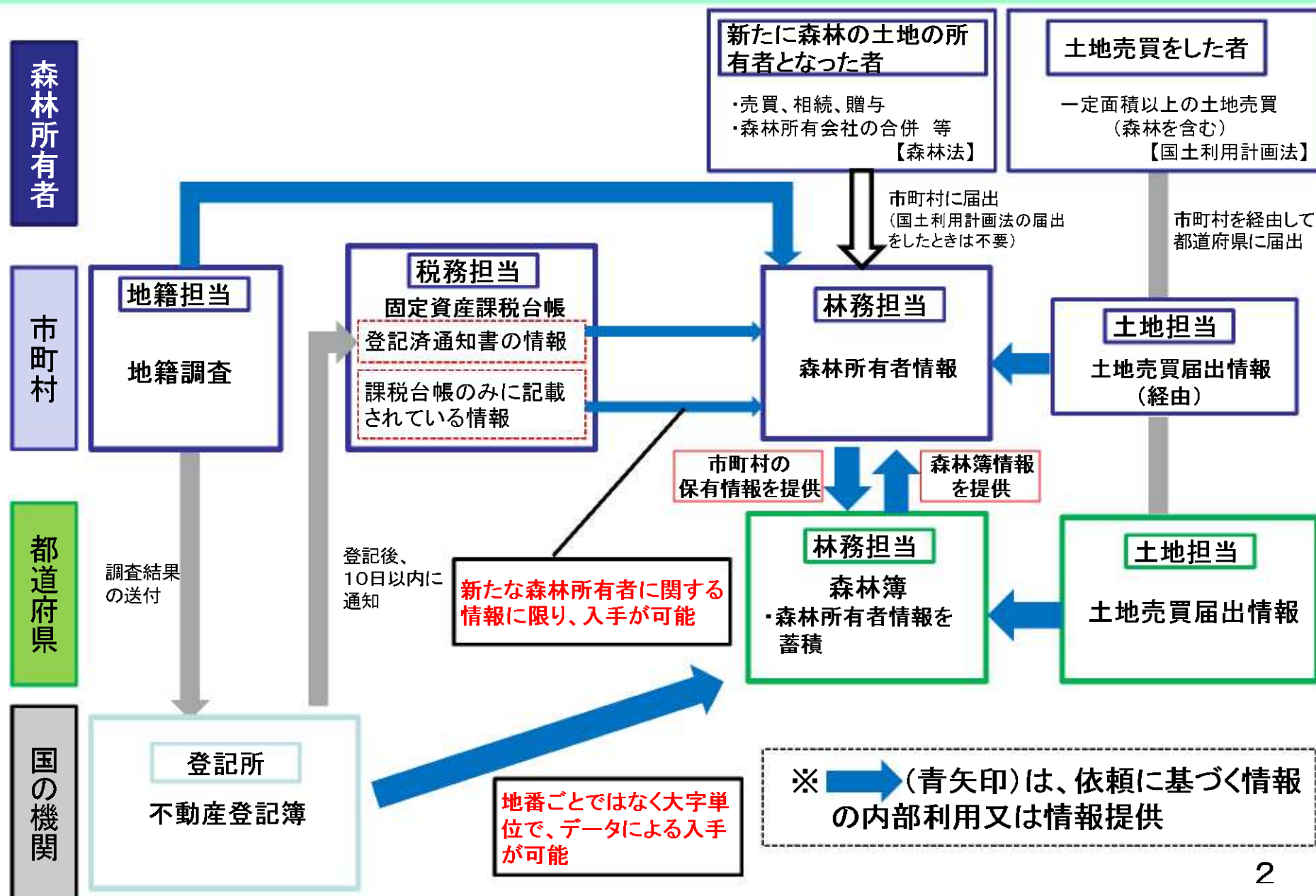
・ 贈与による森林の土地の取得

・ 森林の土地を所有している法人を買収 (法人名義の変更を伴うもの)したことによる森林の土地の取得など、

全ての森林の土地の所有権の移転が
対象

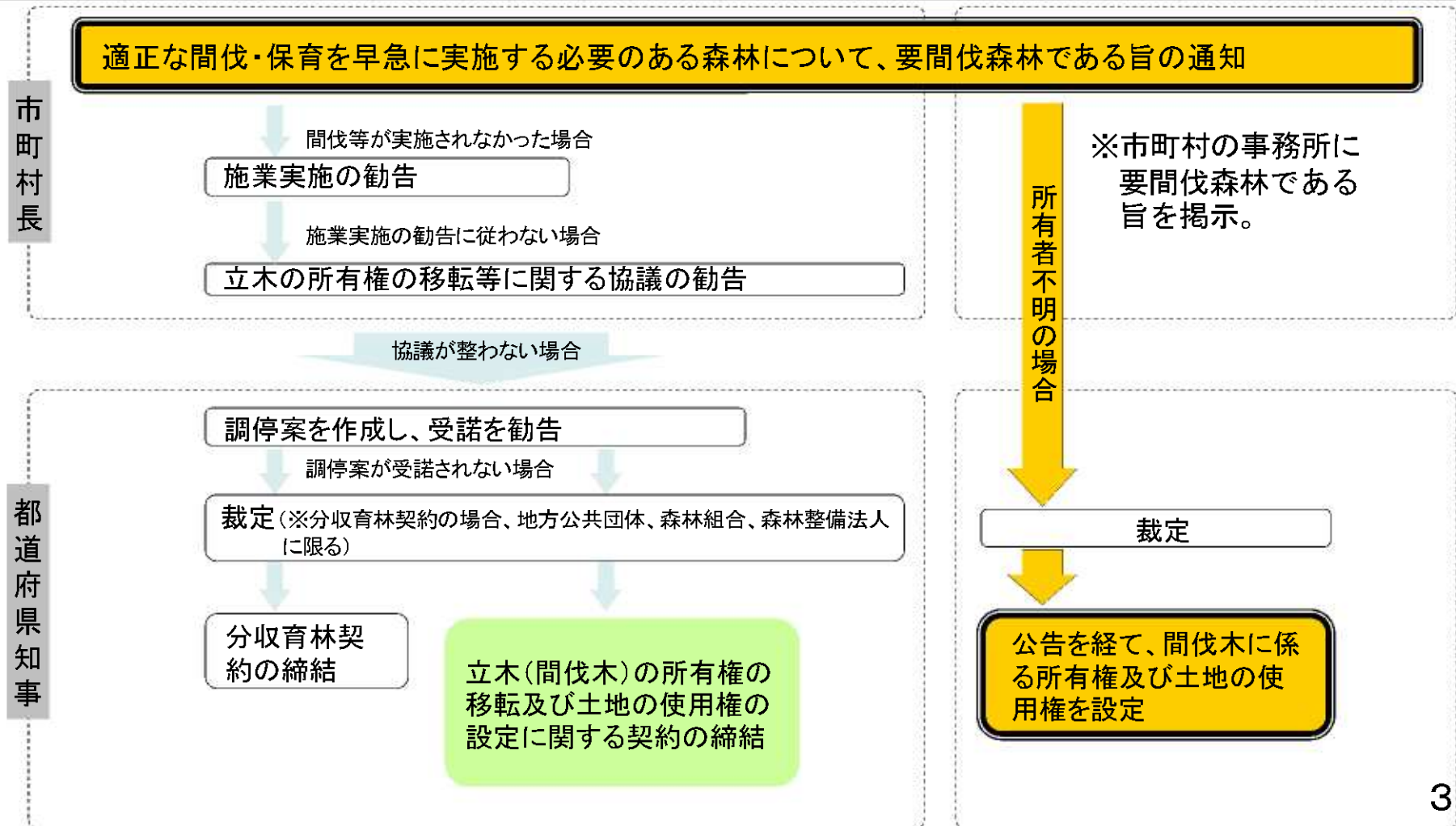
森林所有者情報の共有

- 平成23年4月から、他の行政が保有する森林所有者情報の利用が可能となり、森林所有者情報を円滑に把握



要間伐森林制度

適正な間伐の実施を確保するため、森林所有者が早急に間伐を行うことが必要な森林について間伐を行わない場合に、その森林所有者が不明の場合であっても間伐の実施を促す仕組み(H23森林法改正によるもの)。



林道等の設置に係る使用権設定

所有者が不明な場合でも、他人の土地について使用権を設定する手続きが進められることとし、円滑な作業路網の整備を可能とする仕組みを導入（H23森林法改正によるもの）。

使用権設定に係る協議の認可申請



公開による意見聴取を行う旨を土地の所有者等に通知



土地の所有者等から公開による意見聴取



※所有者等が不明の場合には、意見聴取を行う旨の通知の到達が擬制されることにより手続きが進められる。

都道府県知事による協議の認可



裁定による使用権設定



林道等の開設に着手

※所有者等が確知できない場合は、土地を使用する者は、土地の使用によって土地の所有者及び関係人が受ける損失を補償するため、補償金を供託所（登記所）に供託しなければならない。

共有林の持分移転に係る裁定制度

- 共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、一定の裁定手続き等を経て、伐採・造林ができるようにする。

■現状と課題

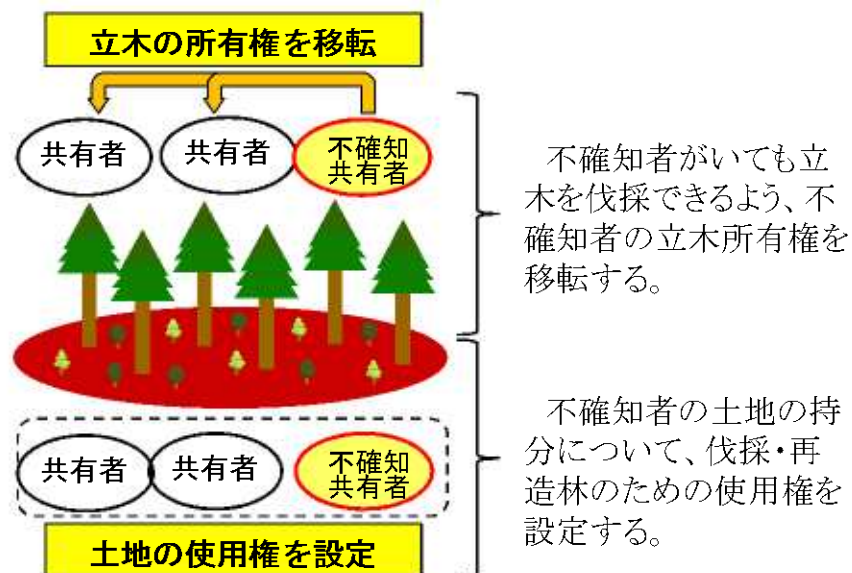
共有林^(注)の伐採を行うためには、民法の規定により、共有者全員の合意が必要。

一方、共有者の不在村化等に伴い、共有者の一部が所在不明(不確知)となるような森林では、**施業の意思を有している共有者がいても伐採できない。**

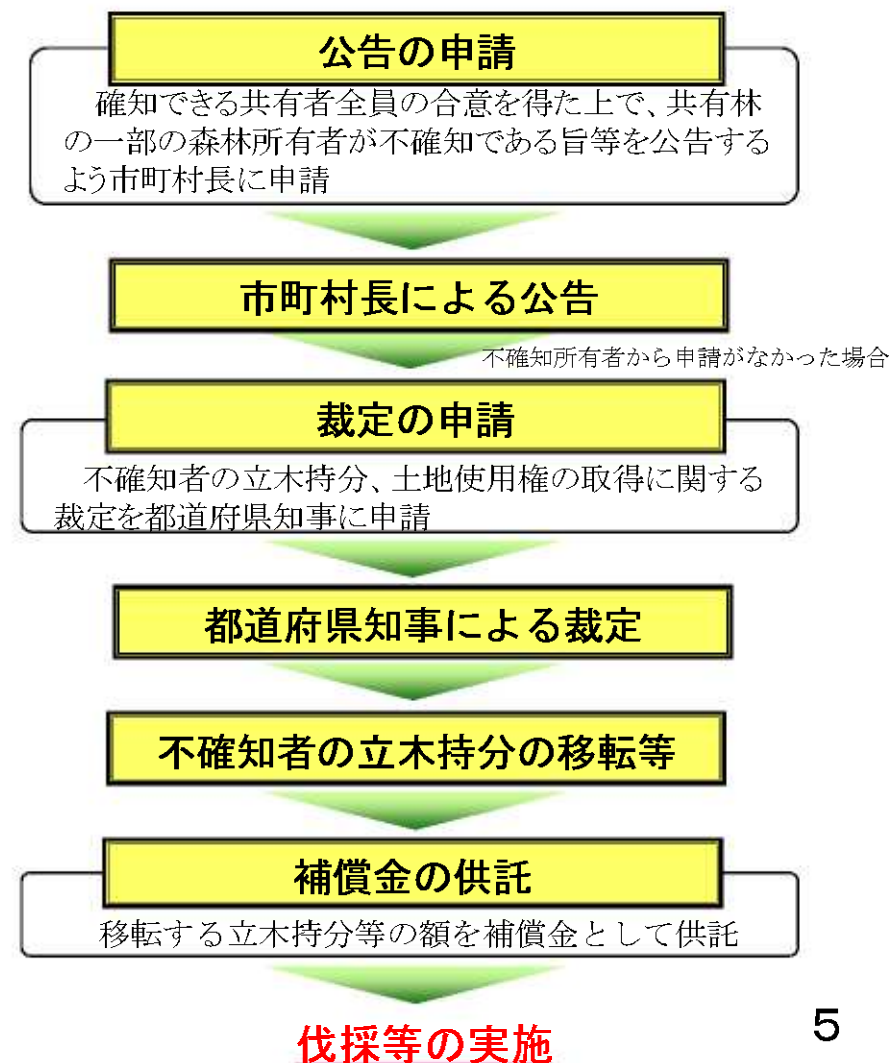
(注)共有林:立木が共有となっている森林

■改正後(創設)

都道府県知事による裁定、補償金の供託等を経たうえで、不確知者の立木の共有持分を移転、土地の使用権を設定する制度を創設することにより、伐採・造林が可能となる。



【立木所有権の移転等の流れ】



林地台帳の整備

- 市町村が林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合や林業事業体等が取り組む所有者や境界の特定、施業集約化を行いやすくする。

■現状と課題

森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々となっており、統一的にまとまった形で整備されていない。

【現状】

施業集約化を進めるため、森林組合や林業事業体等が、不動産登記簿、地籍調査、森林簿等の情報を独自に入手し、所有者を特定し、境界を明確化。

【課題】

森林組合等の自助努力のみでは、情報入手や所有者確認には限界があり、所有者や境界の特定が進まない状況。

不在村所有者の増加や所有者の世代交代等により、所有者や境界の特定が、今後ますます困難になるおそれ。

■改正後(創設)

市町村が、統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することにより、森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができるようになる。

森林の土地に関する情報の把握

不動産登記簿、地籍調査、新たな森林の土地所有者からの届出、森林経営計画認定等の既存情報を活用

林地台帳の作成

森林の土地の所有者の氏名・住所、森林の土地の所在・面積・地目、境界測量の実施状況等を記載

林地台帳の公表

土地所有者からの修正申出

新たに土地所有者となった者からの届出

森林境界明確化事業の成果の反映

地籍調査結果の反映

林地台帳の修正(更新)

京都市農林行政基本方針

= セカンドステージ =

～人と自然が共生する暮らしの文化を支えるために～

- ▶ 「京の暮らしの文化」を振興するあらゆる政策と農林行政との融合
- ▶ 移住・定住の基礎となる「雇用」を生む産業としての農林業の発展
- ▶ 「京の暮らしの文化」を支える新たな地方創生モデルの構築・発信

平成28年7月



京都市
CITY OF KYOTO

目次

■ はじめに	1
■ 新たな視点に基づく 京都市農林行政基本方針=セカンドステージ=の展開イメージ	3
■ 京都市農林行政基本方針=セカンドステージ=の新たな取組	4
■ 各重点項目における施策の方向	5



はじめに

京都市では、市域面積の77%を農地と森林が占め、各地域によって気候風土が異なることから、古くから多種多様な農林産物が生産され、農林業が盛んに行われてきました。市街地を囲む緑豊かな三山や、市街地内に多く残される農地は、京都市の自然環境を生かしたまちづくりに大きく貢献し、山紫水明の都を形成する礎となっています。

とりわけ、京都が世界に誇る、京野菜や京料理といった「食文化」、潤いや安らぎのある暮らしに欠かせない「花文化」、京町家や歴史的景観に代表される「木の文化」など、「京の暮らしの文化」を育んできた千年を超える歴史の中で、農林業は欠かせない役割を果たし、今もなお、それらを支え続けています。

しかし、近年、高齢化や後継者不足、農地や森林の荒廃が進み、農林業の現場は深刻な状況に陥っています。また一方で、食の安心・安全や農林業を通じて自然とふれあう機会の創出など、市民の農林業に対する期待が高まっています。このため、本市では、京都市基本計画に基づき、平成22年7月に「京都市農林行政基本方針」を策定し、各区の基本計画とも連携を図りながら、産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成や、環境や社会に貢献できる農林業の育成などに取り組んできました。

こうした中、国において、急速に進む人口減少に歯止めをかけるため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生が開始されました。本市でも、平成27年9月、他の政令指定都市に先駆けて「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定し、取組を開始いたしました。

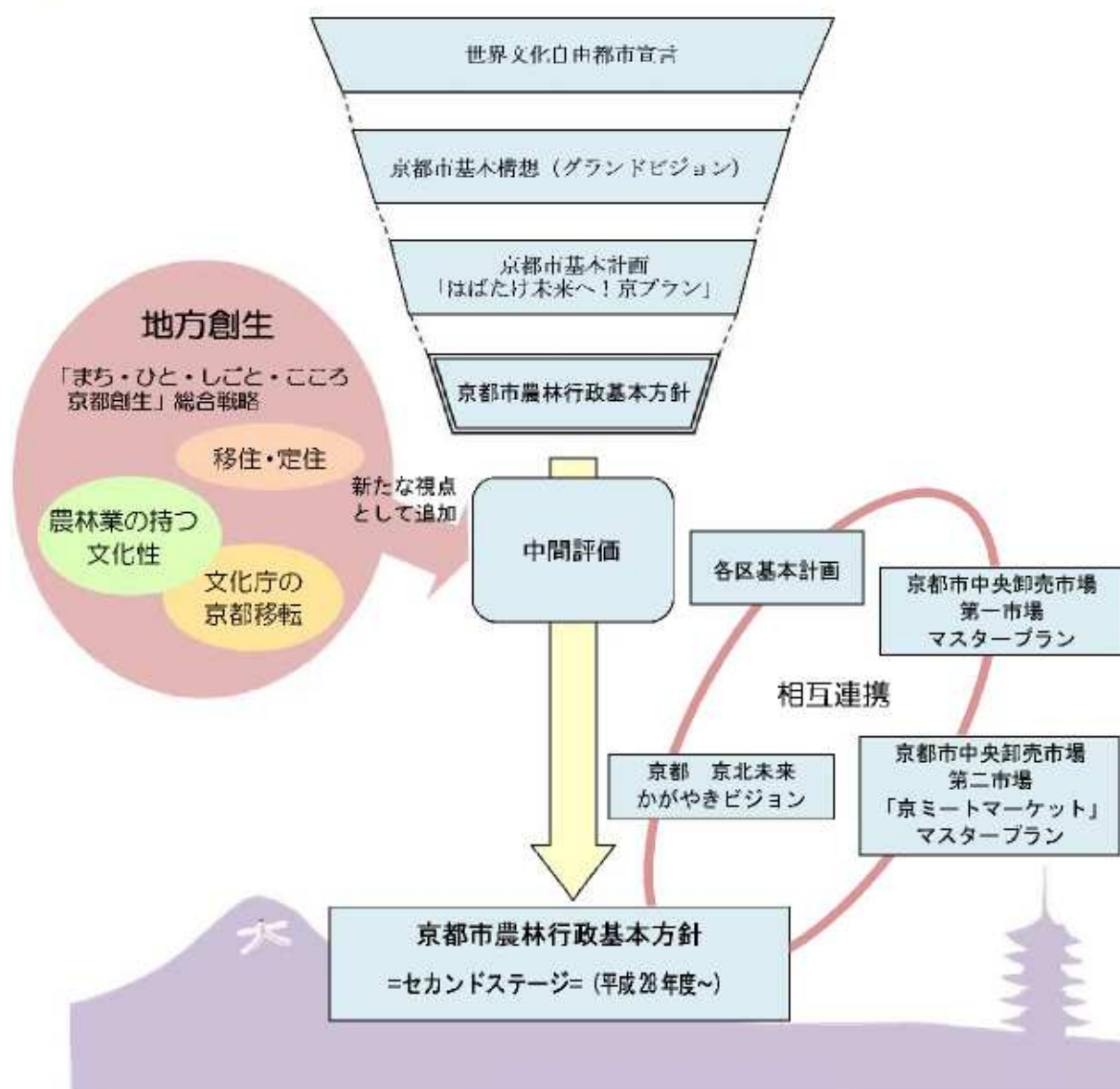
こうした状況を踏まえて、基本方針の中間年に当たる平成27年度に、取組の中間評価を行い、基本方針の強化・充実を図ることとしました。

その中で、平成28年3月に文化庁の京都への全面的な移転方針が国で決定されるなど、社会情勢が大きく変化していることを踏まえ、農林業が京都の文化や景観などに果たしてきた役割を再認識し、「京の暮らしの文化」を振興するあらゆる政策と、農林行政との融合を図ることとしています。

また、人口減少が進む北部山間地域などへの移住・定住の基礎となる『雇用』を生む産業としての農林業を目指し、農林業を基幹産業として位置付けながら、教育・環境・観光などの他産業とも連携し、京野菜の振興に大きな役割を果たしてきた中央卸売市場の再整備を見据え、収益性の高い農業生産及び効率的な林業生産を強力に支援することとしています。

このように、基本方針をセカンドステージ（平成28年度～）へと押し上げ、取組を進化させ、京都の多種多様な農林業が、豊かな「京の暮らしの文化」を育み、その文化が次代の農林業を支え、発展させる、新たな地方創生モデルを構築し、京都から全国へ発信することを目指します。

位置付け



世界文化自由都市宣言

市会の賛同を得て昭和 53 (1978) 年 10 月 15 日宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

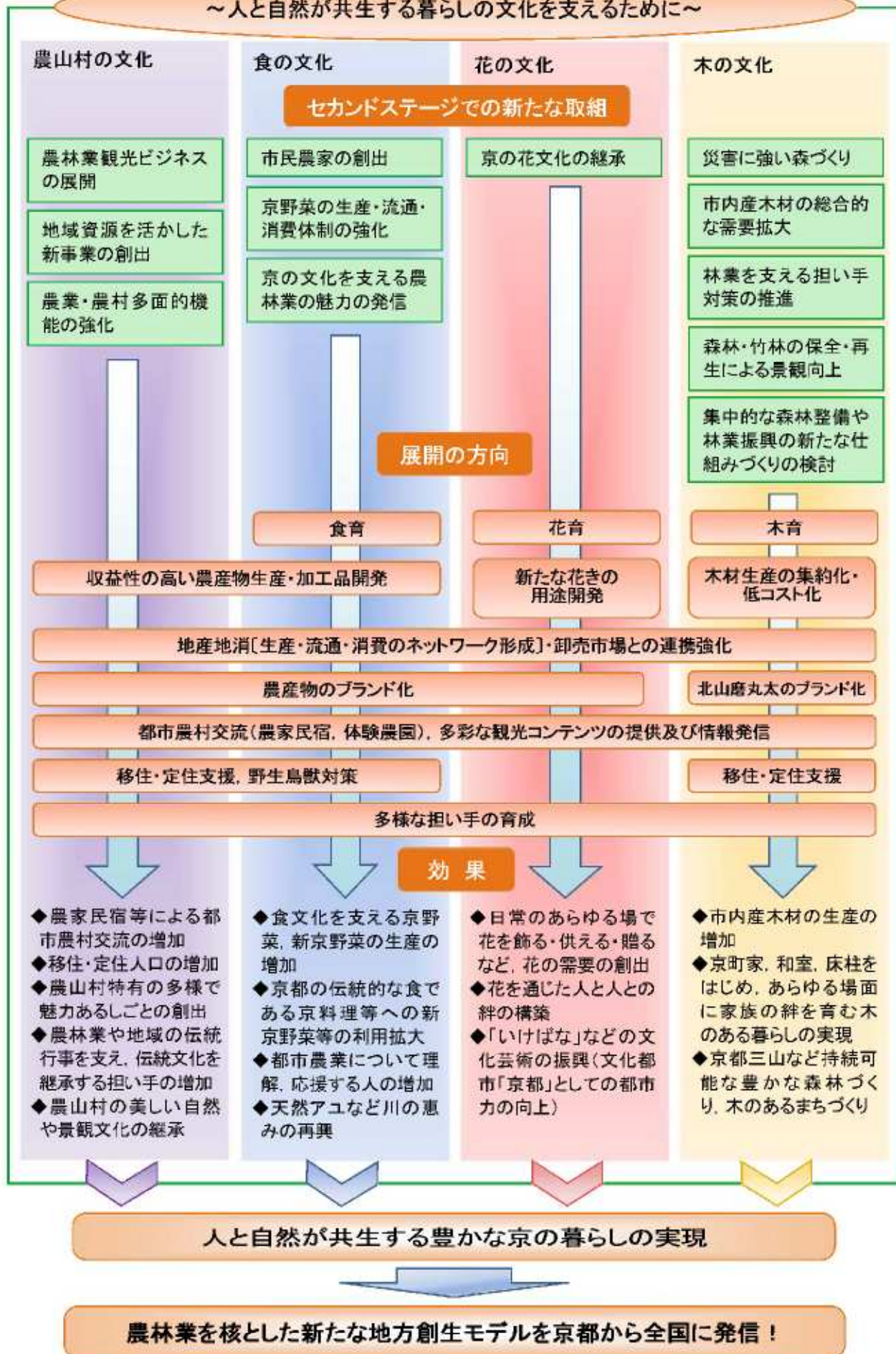
世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

新たな視点に基づく 京都市農林行政基本方針「セカンドステージ」の展開イメージ

～人と自然が共生する暮らしの文化を支えるために～



京都市農林行政基本方針「セカンドステージ」の新たな取組

農山村の文化

1 農林業体験を活用した農林業観光ビジネスの展開

農山村の農家民宿等に滞在し、農林産物の収穫、作業体験等ができる滞在型グリーンツーリズムの機会を一般市民・観光客に提供することで、農山村文化の魅力や情報等を発信し、農山村への移住・定住を支援するとともに、農林業従事者の新たな収入源を獲得し、地域産業の活性化等を図る。

2 北部山間地域における農林業の活性化、地域資源を活かした新事業の創出

農山村におけるハゼ・クロモジなど地域資源の活用、移住・定住につなげるサポートシステムなど、農山村文化の魅力を伝え農林業の持続的経営力の強化につながる取組を推進する。

3 自然と共生する文化を創造する農業・農村多面的機能の強化

水源かん養、自然環境保全、景観形成等、農業・農村の有する多面的機能を守り、創造するため、水路、農道の維持、管理、補修などの地域活動に対する支援を拡大する。

食の文化

4 市民農家[※]の創出 ※市民農家：自家消費のため、主体的に農作業に携わる市民。

遊休農地等を活用した市民との協働による農作物づくりの実践を通じて、農の体験や移住・定住を支援することにより、食文化や自然に触れる機会を創出し、農業や食文化への理解や食育の推進、緑地の保全を図る。

5 京の食文化を支える京野菜の生産・流通・消費体制の強化

「京の旬野菜推奨事業」「新京野菜」「6次産業化」等、京野菜の振興において、生産・流通・消費の面で戦略を立てて計画的に取り組む。また、施設機能の拡充を進めている中央卸売市場との連携・協力の下、市場出荷を通じた市内産野菜のブランド化を促進し、農家経営の安定を図る。さらに、京の食文化と京野菜を結びつけ、啓発・魅力発信を行う。

6 京の文化を支える農林業の魅力の発信

市民に農林業の魅力を発信する啓発イベントのほか、農林業や食文化等をテーマとする観光や市民農園開設への支援等、市民が農林業に触れる機会を提供し、京都の文化を支える農林業への理解を深める。

花の文化

7 京の花文化の継承

日常で花に触れる機会を増やし、京の花文化の継承と花の癒し効果による豊かな潤いや安らぎのある市民生活の実現に取り組むとともに、花育の推進や花関連産業の振興を図る。

木の文化

8 災害に強い森づくりの推進

防災をはじめとする森林の多面的機能が持続的に発揮できる森林整備対策を推進する。

9 木の文化を支える市内産木材の総合的な需要拡大

建築用材からエネルギー用に至る市内産木材（みやこ杉木）の生産、流通・加工、消費に至る川上から川下まで一貫した総合的な需要拡大に寄与する取組を推進し、暮らしの中に木のある和の文化の普及に努める。

10 これからの林業を支える担い手対策の推進

林業労働者の雇用環境の改善に加え、新しい林業技術の取得等を支援し、農山村を支える担い手を育成する。

11 森林・竹林の保全・再生による古都の景観向上

京都らしい景観・環境の創造のため、荒廃した森林及び竹林の再生と保全を図り、古都京都の文化を育む森林及び竹林のモデル整備を推進する。

12 集中的な森林整備や林業振興を目指すための新たな仕組みづくりの検討

森林資源の循環利用による森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指す。①大規模事業者による集約型低コスト化林業、②所有森林を自ら整備し管理する自伐型林業、③ブランド力を生かした北山林業の3つの林業形態に応じた制度等の抜本的な見直しを検討する。

各重点項目における施策の方向

各取組内容について、**新規**、**充実推進**、現状推進、**再構築** で色分けしています。

※具体的な内容の位置付け

〔★：リーディングプロジェクト ◆：重点取組内容 ○：左記以外の取組内容〕

リーディングプロジェクトとは、本方針における各施策の「具体的な内容」のうち、方針期間10年間（平成22～31年度）に優先的に取り組むべき内容として位置付け、推進を図っていくもの。

重点項目 1

産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成

～農林家が誇りとやりがいを持つ環境をつくり

次代の農林業を担う多様な後継者を育成する～

（1）農林業経営の安定と向上

施策の方向

- 付加価値の高い農林産物の生産の推進
- 市民ニーズに合った農林産物の消費拡大に向けた取組
- 農林業の中核的な担い手への支援
- 農林家の経営意欲を維持するための野生鳥獣害対策の実施
- 生産性向上のための農地・森林の整備

具体的な内容

- ◆「都市農村交流」・「環境保全型農業実践」・「多面的機能*発揮」の3つの要素に一体的に取り組むことによる地域のブランド化
- ◆北山杉などの新用途開発による新たな販路の拡大
- ◆中核的な農林業経営者を対象とした経営力向上の研修会開催など経営向上対策の実施
- ◆適切な鳥獣捕獲、防除施設及び家畜放牧等を組み合わせた総合的な野生鳥獣害対策の推進
- ー◆「京の旬野菜」や「みやこ産木」に加えて、GAP[®]やFSC[®]認証[※]による農林産物のブランド化
- 減農薬・減化学肥料栽培や味にこだわった栽培法の推進
- 花の香りに着目した新商品の開発などによる花き需要の創出
- 京都型農林業検討プロジェクトの実施
- ー◆林業労働者の社会保障制度や技術研修制度の充実、森林組合等における森林整備班の養成
- 簡易診断・簡易補修による農業用施設の長期利用
- ー◆生産緑地や農業振興地域制度の活用による生産基盤の整備
- 森林総合整備事業[※]等による生産基盤の整備
- <新規>
- ◆農林業体験を活用した農林業観光ビジネスの展開
- ◆北部山間地域における農林業の活性化、地域資源を活かした新事業の創出
- ◆自然と共生する文化を創造する農業・農村多面的機能の強化
- ◆災害に強い森づくりの推進
- ◆これからの林業を支える担い手対策の推進
- ◆集中的な森林整備や林業振興を目指すための新たな仕組みづくりの検討

〔用語説明〕

※多面的機能：農林業には食料や木材などを供給するという直接的な機能に加え、大雨のときに田んぼや畑に水をためて洪水を防止したり、きれいな水を供給する機能、ヒートアイランド現象を緩和したり、生活にやすらぎを与える機能などがあり、これらを総じて多面的機能と呼ぶ。

※GAP：Good Agricultural Practice の略で、直訳すると「良い農業の実践」の意味。農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取組のこと。

※FSC認証：森林管理協議会（FSC）が環境に配慮した木材であることを証明する制度のこと。

※森林総合整備事業：植林から収穫に至る一貫した森林整備を計画的に実施し、森林の面的な整備を行うとともに地域林業の活性化を図る事業のこと。

（２） 農林業と他産業との連携

施策の方向

- 農商工や産学公連携による京都ならではの新商品開発の支援
- 6次産業*化を目指す農林業者の支援
- 農林業と観光産業との連携

具体的な内容

- ◆産学公連携による農村振興の取組支援や新京野菜等の品種開発及び新技術の普及
- ◆大原・越畑地区における地域資源を生かした観光農村事業の取組支援
- 産学公連携による開発企画や試作品作り、モニター制度への支援
- 調理専門家等との連携による新商品開発支援
- ◆卸売市場との連携による安定流通の促進と新商品開発
- 農林産物の加工に取り組む農林業団体への支援
- 山村都市交流の森や宇津峡公園、京都一周トレイルなどを生かしたグリーンツーリズム[※]の推進
- <新規>
- ◆農林業体験を活用した農林業観光ビジネスの展開（再掲）
- ◆北部山間地域における農林業の活性化、地域資源を活かした新事業の創出（再掲）
- ◆京の食文化を支える京野菜の生産・流通・消費体制の強化
- ◆京の花文化の継承

〔用語説明〕

※6次産業：1次産業である「生産」、2次産業である「加工」、3次産業の「流通・販売」の3つの要素それぞれに総合的に取り組む事業形態を指す造語。1×2×3で「6」次産業となる。

※グリーンツーリズム：農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

(3) 地産地消の推進

施策の方向

- 市内産農林産物の市民への情報提供
- 新しい販路の開拓
- 生産者と消費者との顔の見える関係の強化

具体的な内容

★フードマイレージ*低減にもつなげる直売所開設支援など京の旬野菜推奨事業の推進

★地域産材の民間住宅や公共建築物等への利用促進のための木材ストック情報システム（プラットフォーム）の整備

○花と緑の市民フェア、ふるさと森都市フェスティバル、京の農林秋まつりなどの開催による農林業啓発

○市内小中学校における学校給食への市内産農産物の利用の推進

○京の山 杣人工房や京都北山杉の里総合センターにおける地域産材の普及啓発

<新規>

◆京の文化を支える農林業の魅力の発信

◆木の文化を支える市内産木材の総合的な需要拡大

[用語説明]

※フードマイレージ：食料の重量と輸送距離を掛けて得られる指標のこと。単位は t・km で表わされる。

(4) 多様な担い手の育成

施策の方向

- 農林業の魅力の市民に対する啓発及び多様な担い手・後継者や新規就業者を生み出す機会の創出
- 中山間農業地域活性化のための地域に定住できる新規就業者育成
- 定年帰農者の育成、農業や林業を支え楽しむ「農+α・林+α」生活の普及

具体的な内容

◆地域団体との連携による新規就農者への農地あっせん及び定住促進

◆意欲的な新規就業者に対する資金・技術面等での支援及び将来の中核的な担い手の確保

○京都市農業青年クラブや林業研究会などの後継者組織の育成支援

○農業サポート担い手育成など新規就業者育成のための研修制度の導入

○新規就業者育成のための行政、農業委員会、農業法人等との連携

○定年帰農者を対象とした情報交換会の企画

<新規>

◆市民農家の創出

◆北部山間地域における農林業の活性化、地域資源を活かした新事業の創出（再掲）

重点項目
2

環境や社会に貢献できる農林業の育成

～「環境モデル都市京都」の農林業が果たす環境への貢献と地域づくり～

(1) 環境を創造する農林業の推進

施策の方向

- 過度の化石エネルギー依存からの転換
- 二酸化炭素吸収につながる取組の推進
- 農林業の生産活動による地域環境への負荷の軽減

具体的な内容

- ★間伐促進のための路網[※]整備や高性能林業機械導入及び間伐材を利用した木質ペレット[※]の利用促進
- ◆「京の旬野菜」など環境に負荷をかけない適季適作の推進
- ◆環境負荷の低減につながる農地への堆肥施用などバイオマス[※]の利用促進
- ◆「伝統文化の森」推進事業や絆の里山整備事業等による景観や環境に配慮した森林整備
- 天敵などを活用した総合的な病害虫防除技術の推進
- 資源循環型の畜産業の振興
- <新規>
- ◆京の食文化を支える京野菜の生産・流通・消費体制の強化（再掲）
- ◆木の文化を支える市内産木材の総合的な需要拡大（再掲）

[用語説明]

※路網：森林内に網の目のように張り巡らされた、林道、作業道、作業路のこと。トラック等が通行可能な林道網や、臨時的に作業機械走行のために作設される作業路網などがある。

※木質ペレット：間伐材や製材過程で発生する木のくすを粉にし、高温高圧で圧縮して小さい筒状に固めたもの。固める過程で木材そのものに含まれるリグニンという物質が接着剤の役割を果たすため、化学製品や添加物は一切使わずに100%木だけで作ることができる。欧米では石油や石炭などの化石燃料に代わる燃料として一般的に普及している。

※バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」のことを指す。

(2) 農林業の持つ多面的機能を生かした地域づくり・人づくり

施策の方向

- 農林業の持つ多面的機能の啓発
- 農林業にかかわる伝統文化・食文化の継承
- 観光資源につながる農林業・農山村の魅力創出
- 農山村における生物多様性の保全・向上
- 京都三山や農山村地域の景観保全・向上

具体的な内容

★地域ぐるみの環境保全活動による農業農村の多面的機能の維持

◆大原・越畑地区における地域資源を生かした観光農村事業の取組支援（再掲）

◆森林生態系保全のための地域性苗木の育成及び天然林の保全整備

◆松枯れ・ナラ枯れ被害木除去や広葉樹の植林など、健全な森林を育成するための森林施業

◆市民農園・観光農園などの設置に向けた耕作放棄地の再生支援

○花と緑の市民フェア、ふるさと森都市フェスティバル、京の農林秋まつりなどの開催による農林業啓発（再掲）

○山村都市交流の森における都市農村交流の推進

○一◆農林業をPRする場として、観光客や修学旅行生が農林業を体験できる仕組み作り

○一◆野生鳥獣の食害などにより被害を受けている林産物の保護・復活への取組支援

○魚道[※]設置など生態系と調和した農業基盤整備

○在来種保全など持続可能な内水面漁業の振興

○景観作物栽培による農村景観の向上

<新規>

◆農林業体験を活用した農林業観光ビジネスの展開（再掲）

◆京の食文化を支える京野菜の生産・流通・消費体制の強化（再掲）

◆災害に強い森づくりの推進（再掲）

◆森林・竹林の保全・再生による古都の景観向上

[用語説明]

※魚道^{イサナミチ}：土木の分野では、魚など水生の生き物の、上流・下流への移動の障害となるダムや堰などの様に設置される通り道のことを指す。

重点項目
3

市民との共汗で築く農林業

～農林業を大切にする心の醸成と農林業への参画の推進～

(1) モデルフォレスト運動など市民と連携した農地・森林の保全

施策の方向

- 農林業にふれる機会の創出
- 農林業を支える市民ボランティアやNPO、企業との連携
- 森林における京都モデルフォレスト運動と連携した森づくりの推進

具体的な内容

- ★総合体験型市民農園やふれあい体験農園など市民が農作業を楽しめる機会の創出
- ◆市民農園・観光農園などの設置に向けた耕作放棄地の再生支援（再掲）
- ◆合併記念の森におけるモデルフォレスト運動の推進
- 農林業だより・ホームページ充実による市民への農林業情報の提供
- 京の山 稲入工房や北山杉の里、ウッディ京北を活用した農林業の情報発信
- ◆荒廃竹林再生など農業・農村を支えるボランティア活動の充実
- ◆伝統文化の森推進協議会による国有林等での森林再生に向けたサポーターの活動への支援
- <新規>
- ◆市民農家の創出（再掲）
- ◆森林・竹林の保全・再生による古都の景観向上（再掲）

【用語説明】

※モデルフォレスト運動：森林から恵みを受けるすべての市民の参加により、森林を守り育てる運動のことを指す。

(2) 学校教育等との連携による農林業の推進

施策の方向

- 学校教育における農林業を題材とした授業の取組支援
- 食文化の継承など食育活動との連携

具体的な内容

- ◆未来の農業サポーター育成事業※の充実
- ◆都市中心部の小学生が農業を学ぶ農業小学校制度の推進
- 出前制の「田んぼの学校」「森の学校」の実施
- ◆食育指導員との連携による食育推進
- 市内小中学校における学校給食への市内産農産物の利用の推進（再掲）

【用語説明】

※未来の農業サポーター育成事業：小学生に農作業の機会を提供し、農と食の重要性を体感してもらうことで、未来の農業を支え応援する子供たちを育成する事業のこと。

この印刷物が不要になれば
「紙がみ」として古紙回収等へ！



京都市農林行政基本方針

= セカンドステージ =

～人と自然が共生する暮らしの文化を支えるために～

平成28年7月発行

京都市印刷物第283081号

発行：京都市産業観光局農林振興室農政企画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-3351 FAX 075-221-1253